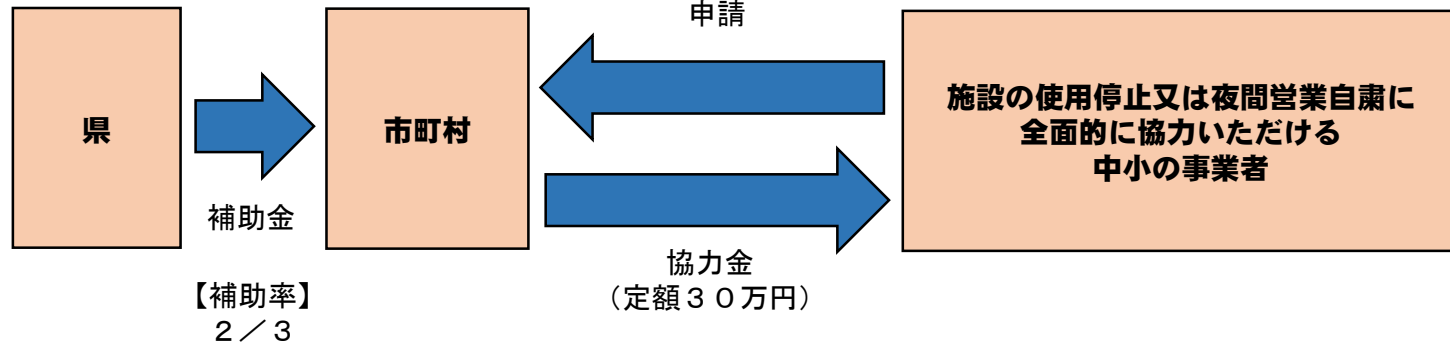


(仮称) 宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じて、4月25日から5月6日までの間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、県と市町村から協力金を支給します。

◎支給額 1事業者当たり 30万円

◎実施スキーム



【対象となる事業者】

◎第7回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を踏まえ、県内で施設を運営する中小の事業者のうち、県からの要請や協力依頼に応じて、施設を全面的に休業する者又は営業時間の短縮を行う飲食サービス業を営む者。

【対象となる要件】

◎緊急事態措置以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある中小企業又は個人事業主で、緊急事態措置期間（令和2年4月25日から5月6日まで）中に休業又は営業時間短縮の要請に全面的に協力いただくこと。

【その他】

◎申請手続等の詳細については、令和2年5月上旬を目処に策定予定。